

有限会社 山崎設備 一般事業主行動計画

社員が能力を発揮し、安心して子育てと仕事が両立できるよう調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】毎週水曜日をノー残業デーとして設定する。

令和7年11月1日～ 制度内容の検討

令和8年1月～ 制度の周知および実施

【目標2】産前産後休暇・育児休業の周知を図り、休暇・休業中および復帰

後の処遇に関する情報を提供する。

令和7年11月1日～ 提供情報内容の検討

令和8年1月～ 情報提供の実施